

令和7年度 石川県原子力防災訓練の概要について

1 目的

原子力災害時の緊急時対応に万全を期すため、オフサイトセンターの運営や住民避難訓練などを実施し、原子力災害の対応体制を検証する。

2 日時

令和7年11月24日（月・振休） 7：00～14：00

3 参加機関等

内閣府、原子力規制委員会、自衛隊、海上保安庁、北陸地方整備局、石川県、富山県、市町、県警本部、北陸電力(株)等 約240機関

→ 参加人員 約1,700名（うち住民参加 約600名）

4 訓練想定

志賀町で震度7の地震が発生し、志賀原子力発電所2号機において、原子炉が自動停止するとともに外部電源を喪失し、高圧で原子炉へ注水するための手段が喪失。その後、低圧での注水もできなくなり、高圧系・低圧系のすべての注水機能が喪失（全面緊急事態）。事態がさらに進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

→ 放射性物質が南東方向に拡散・沈着したとの想定

5 主な訓練内容

（1）オフサイトセンター運営訓練

- ・ 県現地災害対策本部を設置し、本部会議を開催するほか、国、県、関係市町等で構成する原子力災害合同対策協議会を設置し、テレビ会議システムを活用した全体会議を開催
- ・ 国、県、関係市町等の情報共有や伝達訓練を実施
 - 新→ 被災により要員の参集が遅れるなどの状況を付与
 - 地震による被災（道路寸断、放射線防護施設の損傷）状況の確認及び被災状況に応じた対応や、バックアップ市町への避難調整要請などの状況を付与

（2）住民避難訓練

- ・ 5km圏内の住民は、全面緊急事態で避難所に避難
 - 発電所から北側に位置する志賀町福浦、富来、熊野地区の住民は、避難計画に定められた能登町が被災し受入れできないとの想定で、避難先調整を行い白山市に避難
- ・ 5～30km圏内の住民は、全面緊急事態で屋内退避を実施し、その後、緊急時モニタリング結果に基づき、避難対象地域の住民が避難所に一時移転
 - 新→ 地震の影響で自宅での屋内退避が困難な住民は、近隣の指定避難所に避難し、屋内退避を実施（会場：志賀町(志賀小学校)、中能登町(ラピア鹿島)、羽咋市(余喜公民館)）

- ・避難バス車内で、避難住民を対象に原子力防災に関する基礎講習を実施
- ・避難所におけるペット同行避難者受入手続きの確認訓練を実施

(3) 避難行動要支援者避難訓練

・在宅の避難行動要支援者の避難

- 避難により健康リスクが高まる要配慮者及び支援者は、安全に避難する準備が整うまで放射線防護施設に退避し、その後、避難所に避難
(会場：志賀町(総合武道館)、中能登町(ラピア鹿島)、羽咋市(邑知中学校))

・社会福祉施設の入所者の避難

- 5km 圏内の特別養護老人ホーム「はまなす園」(志賀町)の入所者で、施設敷地緊急事態で避難が可能な人は、施設や町等が保有する福祉車両で白山市へ避難(想定)
避難により健康リスクが高まる要配慮者は、安全に避難する準備が整うまで施設内の放射線防護区画に退避し、屋内退避を実施した後、準備が整い次第、避難(想定)
- 5~30km 圏内の障害者支援施設「つばさ」(中能登町)の入所者は、屋内退避の後、一時移転の指示に合わせて金沢市に一時移転(想定)

・放射線防護施設が被災し陽圧化できないため、他施設に原子力防災避難用エアテントを展開する訓練を実施

- 放射線防護施設である志賀町文化ホールが、施設の損傷により陽圧化できないことが判明したため、避難所である志賀小学校体育館で原子力防災避難用エアテントを展開

(4) 緊急時モニタリング訓練

・国は、オフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを設置、県のモニタリング要員は国が作成する実施計画に基づきモニタリングを実施

- 現地活動拠点 南部：河北地域センター 北部：輪島地方合同庁舎
- 地震により一部モニタリングポストの通信回線が不通、道路被災により可搬型モニタリングポストの設置及び車両による走行モニタリングも実施困難であることから、国は航空機モニタリングを実施(場所：あおば保育園～湖畔公園コロサ)

(5) 避難退域時検査訓練

・30km圏外に避難退域時検査場所を設置し、放射性物質の汚染検査・簡易除染を実施

- 避難退域時検査場所
 - ・車両検査：高松SA、県立看護大学(※氷見運動公園)
 - ・住民検査：県立看護大学(※氷見運動公園)
 - ※羽咋市、中能登町の住民の一部が氷見運動公園で受検

・検査の効率向上を目的に情報端末を活用した訓練を実施

- 車両・住民検査情報の管理を情報端末上でを行い、検査票(紙)の受け渡しの時間短縮や悪天候下での対応を実証。電子通行証の発行、検査状況のリアルタイム管理も試行

(6) 複合災害対応訓練

- ・志賀町の5km圏内の地区において地震により道路が寸断、道路の応急復旧作業後、自衛隊車両で被災箇所を通行

- ・ 志賀町の 5km 圏内の地区において地震により道路が寸断したため、空路、海路で避難
 - 陸路：道路の応急復旧作業を実施し、応急復旧後、住民は陸上自衛隊車両（高機動車）により被災箇所を通行。その後、バスに乗り換えて白山市の避難先へ避難
（会場：志賀町総合武道館駐車場）
 - 空路：熊野地区の住民は、熊野交流センターから中能登町レクトピアパークまで航空自衛隊ヘリで移動後、調整した避難先の白山市へバスで避難
上熊野地区の住民は、旧上熊野小学校から羽咋市邑知の郷公園まで陸上自衛隊ヘリで移動後、白山市の避難先へバスで避難
 - 海路：志加浦地区の住民は、安部屋（あぶや）漁港から高浜漁港まで国土交通省北陸整備局の船舶で移動後、白山市の避難先へバスで避難
〔金沢海上保安部の船が伴走〕
- ※当日の天候により、空路、海路の避難訓練が実施困難な場合には、陸路による避難訓練に切り替える

<事態の進展と避難・屋内退避等の指示>

緊急事態区分 (EAL：判断基準)		防護措置	
		PAZ(5km 圏内)	UPZ(5～30km 圏内)
警戒事態（志賀町で震度 6 弱以上の地震発生など）		施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	
施設敷地緊急事態（高圧注水系機能喪失など）		施設敷地緊急事態要避難者の避難 住民の避難準備	屋内退避の準備
全面緊急事態（全ての原子炉冷却機能の喪失など）		住民の避難	屋内退避 避難準備
放射性物質 放出後 (緊急時モニタリングの 状況)	毎時 20 マイクロンベクレル以上 (OIL2)	/	一時移転(1 週間程度 以内に避難)
	毎時 500 マイクロンベクレル以上 (OIL1)		避難

(原子力災害対策指針を元に作成)